

18 水道審 第 1 号
平成18年10月2日

恵那市長 可知 義明 様

恵那市水道事業経営審議会
会長 稲垣 保



簡易水道料金の格差解消について（答申）

平成18年2月16日付けで諮問を受けたみだしの件については、簡易水道ごとに大きな料金格差が存在し、上水道との格差もあるため、合併後の住民サービスの公平性を確保する観点から、提出された資料をもとに、4回にわたり慎重に審議を行なった。

第1回の審議会では、移行期間、料金回収率、統一料金の水準等の提案が行なわれた。

第2回の審議会では、経営の見通し、統一料金の必要性、料金体系等について審議を行なった。

第3回の審議会では、口径13mmの基本料金設定、移行期間の再検討、経過措置試案について審議を行なった。

第4回の審議会では、簡易水道に対する一般会計からの繰出金の水準、今後の老朽施設の更新計画、料金体系の再検討等について審議を行なった。

以上の審議で、簡易水道料金の格差解消とあわせて、負担の公平性を図るため、市内統一料金を目指す方向で意見をまとめたので、以下のとおり答申します。

記

1. 簡易水道料金の格差解消については、市内統一料金により解消すること。

【理由】

- ・市内全域で持続可能な水道事業を実施し、安定的に供給するためには、老朽化施設を更新し、施設を再編、再構築していく必要があり、今後設備投資が見込まれるので、料金改定を行なう必要がある。
- ・大きな料金格差については、負担の公平、財政の健全化を考慮し、適正な料金に統一する必要がある。

2. 料金体系については、水使用の多様化に対応する上水道の料金体系を採用すること。なお、口径 13 mm の基本料金を特例として設けること。

【理由】

・使用水量 1m³ から加算する基本料金制及び大口利用者に負担を求める増量従量料金制を採用している上水道の料金体系がより適切である。

3. 利用者の急激な負担を緩和するため、移行期間を原則 5 年（平成 23 年度統一）とするが、格差の大きい地域では、最長 7 年（平成 25 年度統一）とすること。
4. 料金改定にあたっては、市民の理解と協力が必要であり、そのために市民に十分説明していくこと。

(附帯意見) ア 簡易水道料金は、合併時の旧市、旧町村間の最も大きな住民負担格差であるため、簡易水道事業として、値上げとなる地域へ、その必要性と用途について十分に説明すること。

イ 旧町村の簡易水道施設は、早期に建設されたため、老朽化が進んでいる。新市の総合計画において、水質の向上、安定供給のため、旧町村の施設の更新を進めること。

ウ 水源地の汚染が心配される簡易水道では、上流のより安全な水源を確保し、安心して飲める飲料水を供給すること。

エ 経済情勢等、市民生活に大きな影響を及ぼすような事態発生時には、十分市民の要望に応えられるよう柔軟な対応をすること。